

交通政策審議会海事分科会船員部会  
漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会 議事次第

令和6年9月20日（金）

13：30～15：00

2号館低層棟共用会議室1

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について

3. 閉 会

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会委員名簿  
（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

河野真理子 早稲田大学法学学術院 教授

野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

（関係船員を代表する委員）

釜石 隆志 全日本海員組合 水産局水産部専任部長

深野 大樹 全日本海員組合 水産局水産部副部長補

（関係使用者を代表する委員）

小栗 謙司 日本かつお・まぐろ漁業協同組合 理事兼指導部長

納富 善裕 （一社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会  
代表理事専務

## 配布資料一覧

- 資料1 交通政策審議会への諮問について  
諮問第457号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について）」
- 資料2 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和4年12月26日令和4年国土交通省最低賃金公示第4号）
- 資料3 かつお・まぐろ漁業の概要
- 資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数
- 資料5 漁業（かつお・まぐろ）船員賃金実態調査
- 資料6 漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の改正状況
- 資料7 最低賃金の改正に係る参考資料
- ・ 漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
  - ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月）
  - ・ 消費者物価指数（10大費目）
  - ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
  - ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
  - ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
  - ・ 地域別最低賃金額一覧
  - ・ 給与勧告の実施状況等

国海員第 1 0 3 号

令和 6 年 7 月 2 4 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 5 7 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業  
最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅  
客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）及び漁業（かつお・  
まぐろ）最低賃金（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）を改正すること  
について、最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見  
を聴く必要があるため。

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金

令和 4 年 12 月 26 日 令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号  
一部改正令和 6 年 2 月 8 日 令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 3 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 2 条第 12 号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第 5 項に掲げる 1 人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

かつお・まぐろ漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第 3 項の船員に係る最低賃金額

月額	1 人歩船員	203,300 円
		(月払いとする)

この場合において、1 人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1 人歩、1 人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位 1 単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1 か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

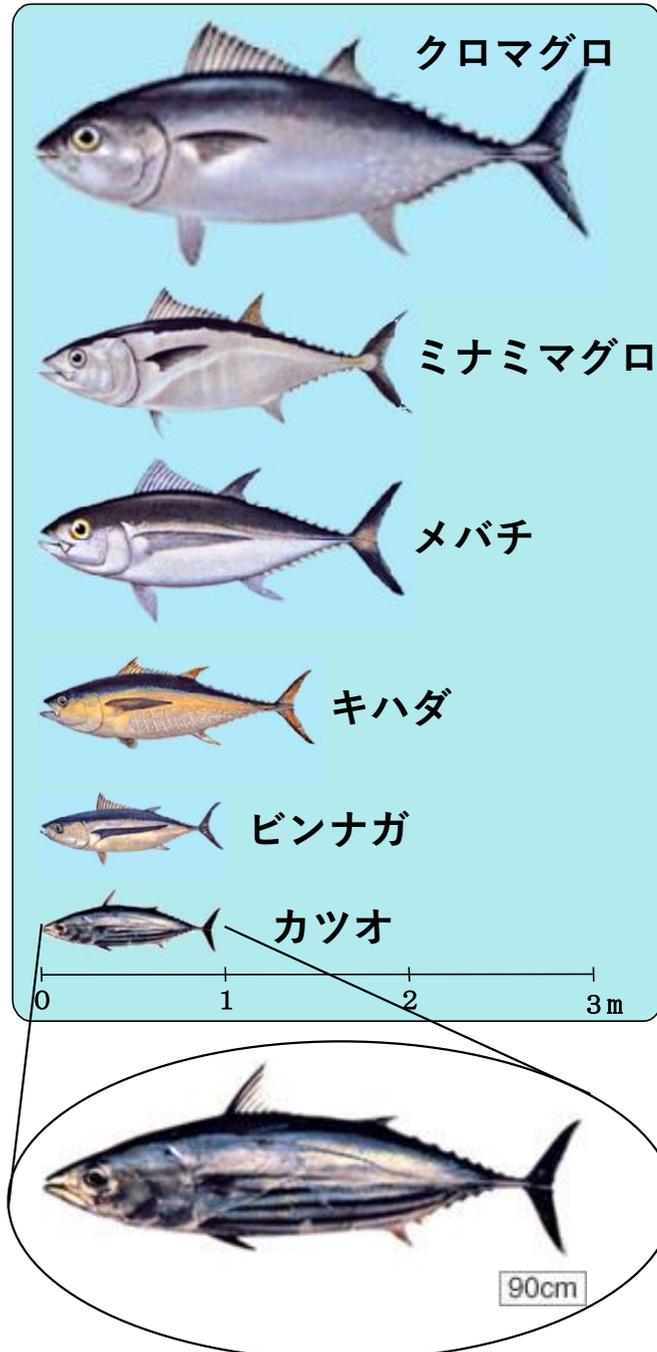
附 則（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）  
この公示は、令和 5 年 1 月 25 日から効力を生ずる。

附 則（令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 3 号）  
この公示は、令和 6 年 3 月 9 日から効力を生ずる。

# かつお・まぐろ漁業の概要

令和6年9月  
水産庁

# 1. 主要なかつお・まぐろの種類



**クロマグロ (Atlantic Bluefin Tuna / Pacific Bluefin Tuna) :**

地中海を含む大西洋、太平洋の主として北半球に分布（大西洋と太平洋で別種）。本マグロとも呼ばれ、マグロ類の中でも最高級品とされる。インド洋には分布しない。主に刺身に利用。

**ミナミマグロ (Southern Bluefin Tuna) :**

南半球の高緯度海域を中心に分布。インドマグロとも呼ばれ、クロマグロに次ぐ高級品とされる。主に刺身に利用。

**メバチ (Bigeye Tuna) :**

世界中の温帯から熱帯の海域に分布。目玉が大きくぱっちりしていることから目鉢マグロと呼ばれる。主に刺身に利用。

**キハダ (Yellowfin Tuna) :**

メバチとほぼ同じ海域に分布。体色が黄色味がかっていることから黄肌マグロと呼ばれる。刺身及び缶詰に利用。

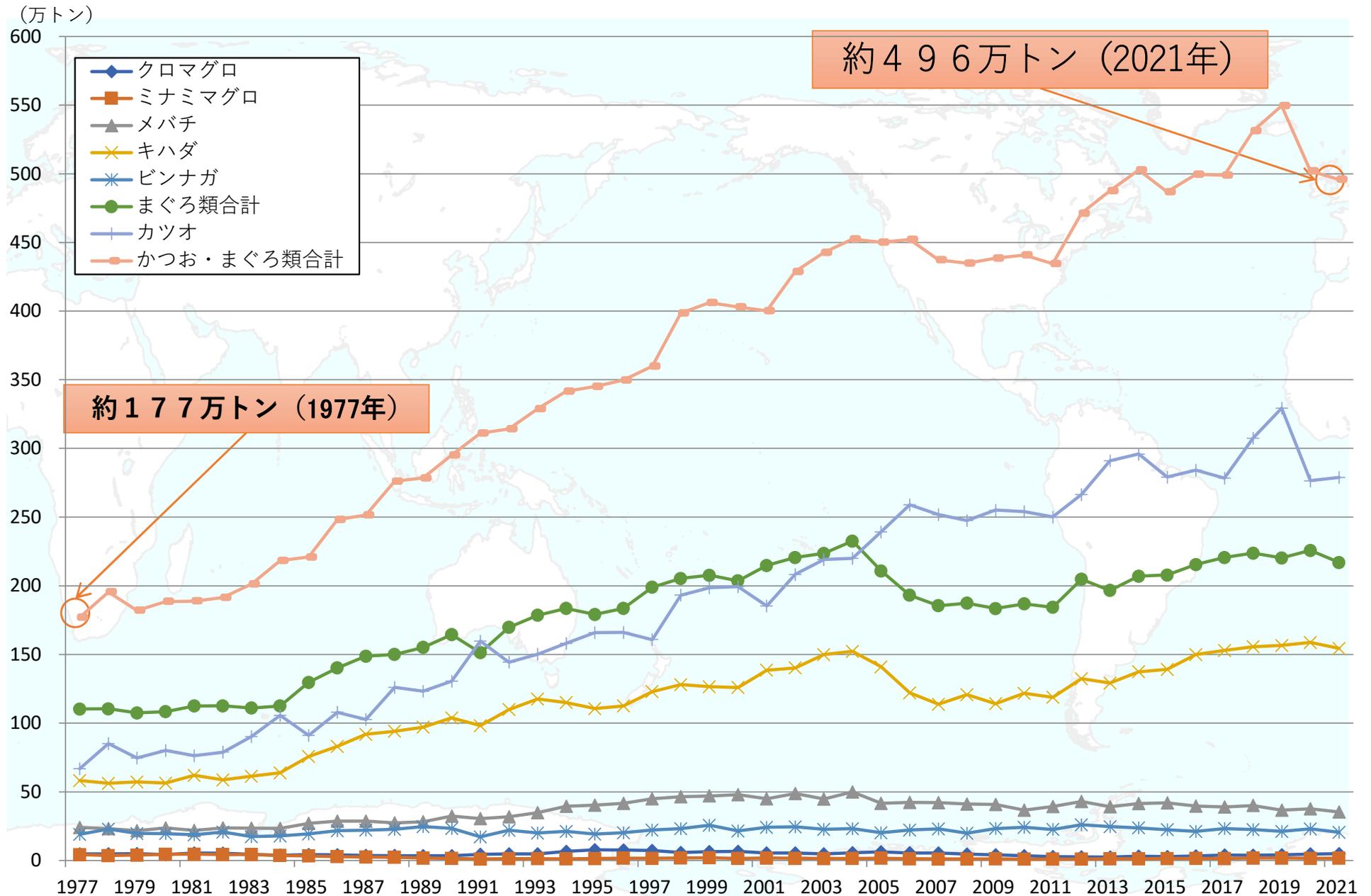
**ビンナガ (Albacore) :**

世界中の海に広く分布する小型のマグロ。長い刀状の胸びれが特徴で油漬の缶詰の原料になる。最近では刺身にも利用される。ビンチョウ、トンボとも呼ばれる。

**カツオ (Skipjack) :**

世界中の海に広く分布し、特に南方水域では一年中獲られる。腹側に濃青色のしまが入っているのが特徴。かつおは用途が広く、刺身、タタキ、節、缶詰等に利用される。

## 2. 世界のかつお・まぐろ類の漁獲量の推移

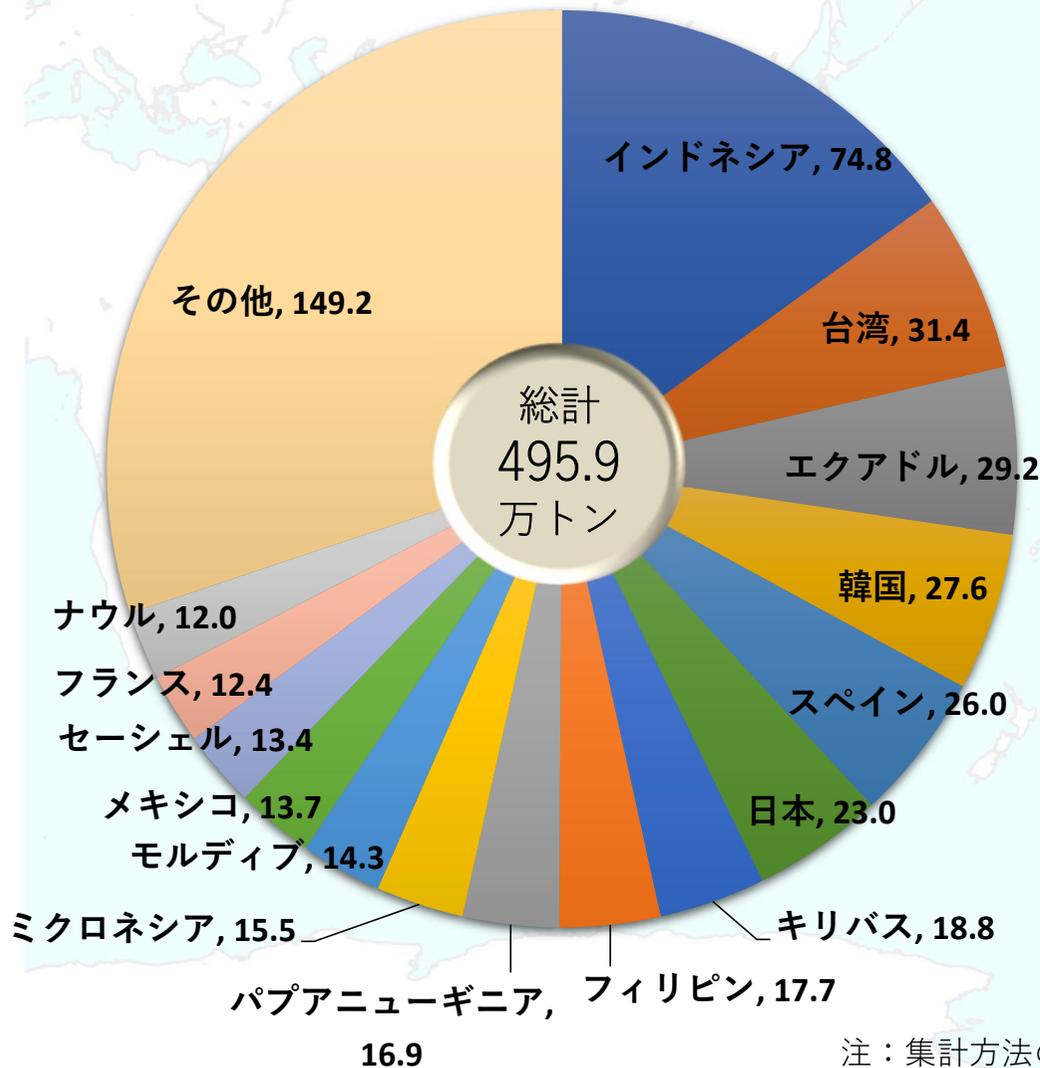


資料：FAO統計

### 3. 国別/魚種別のかつお・まぐろ類漁獲量 (2021年)

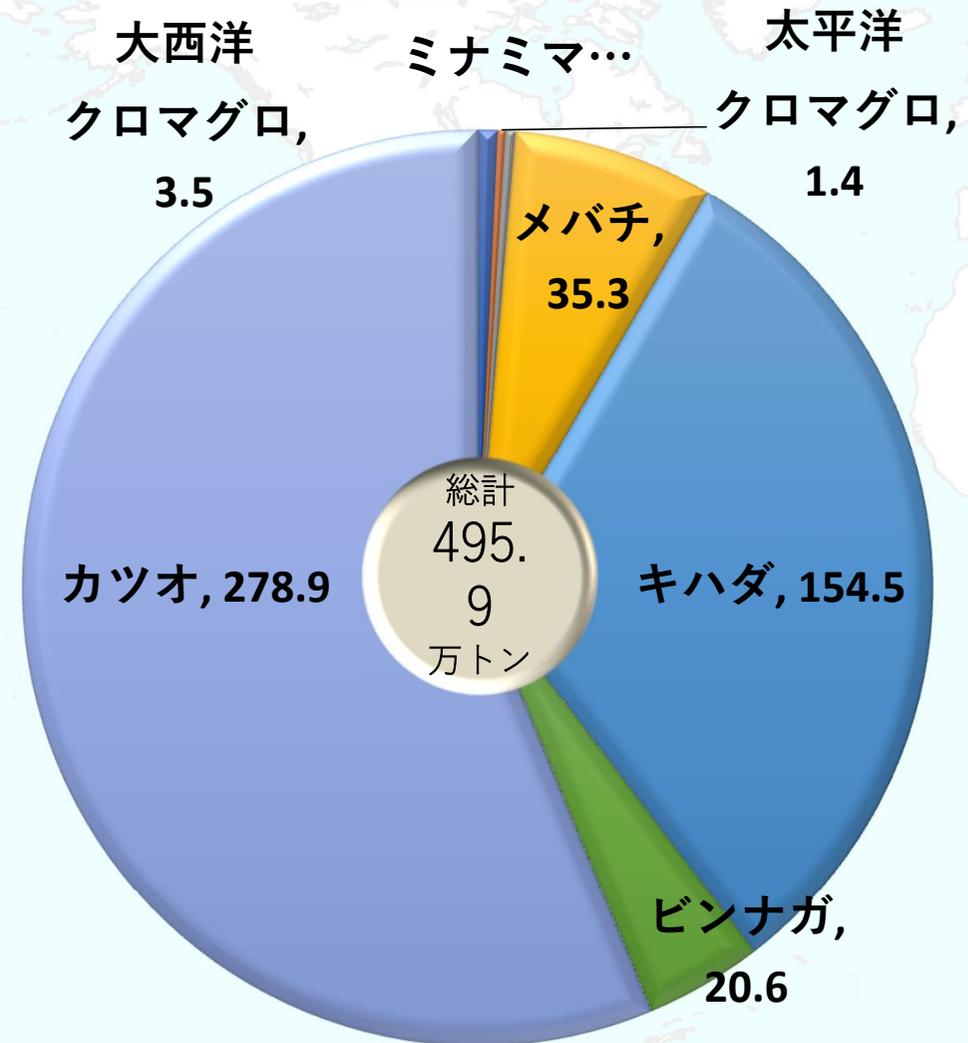
< 国別 >

(単位：万トン)



< 魚種別 >

(単位：万トン)



資料：FAO統計

注：集計方法の違いにより、農林水産省「漁業・養殖業生産統計」の値と一致しない。

# 4. まぐろはえ縄、かつお釣り、海外まき網漁業の概要

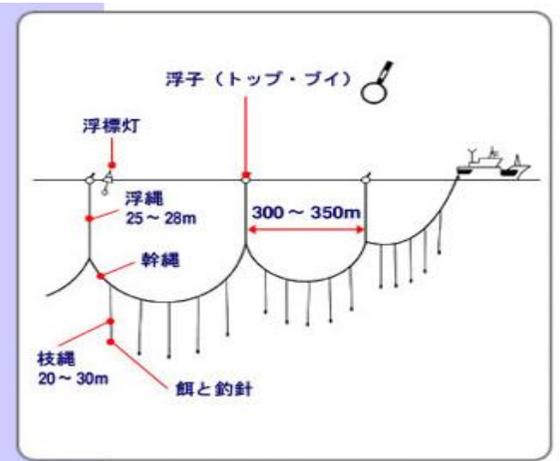
## まぐろはえ縄漁業とは

浮きはえ縄を使用して、かつお・まぐろ、かじき又はさめを獲ることを目的とする漁業。許可海域は、遠洋船は全世界、近海船は中西部太平洋。

主な漁獲対象はメバチ、キハダ、クロマグロ及びミナミマグロ。漁獲物は、我が国で主に刺身商材として利用される。

遠洋船の隻数は**164隻（400トン級が主体）**、遠洋船の1回の航海は約1年～1年半の長期に及ぶ。乗組員は約23名。

近海船の隻数は**227隻（19トンが主体）**、近海船の操業区域は外国200海里水域、公海及び日本EEZで1航海は2週間～1月程度。乗組員は9人前後。



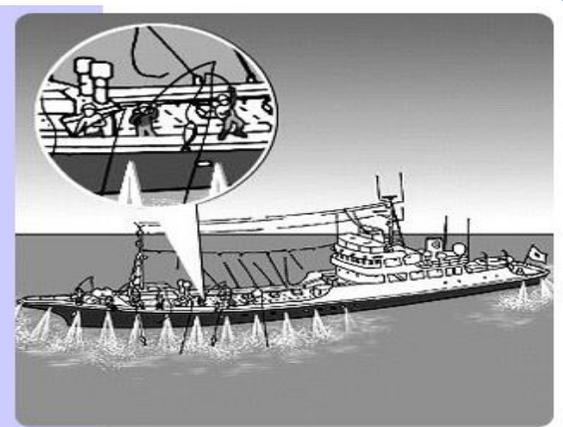
## かつお釣り漁業とは

いわゆる一本釣り漁業。活餌及び散水により魚をおびき寄せ、疑似餌を付けた釣り針で一尾ずつ漁獲。

許可水域は、遠洋船では全世界、近海船は中西部太平洋。

主な漁獲対象はカツオ及びビンナガ。漁獲物は、我が国にて主に生食用（タタキ等）として利用される。

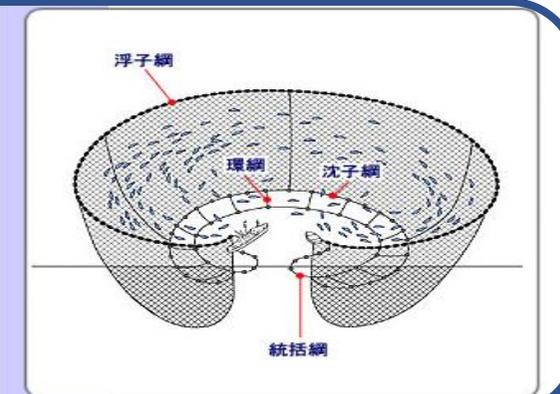
遠洋船の隻数は**39隻（499トンが主体）**、1回の航海は30～50日程度。乗組員は30～40名。近海船の隻数は**28隻（119トンが主体）**、操業水域は日本EEZで、1航海は3日～1週間程度。乗組員は20名前後。



## 海外まき網漁業とは

大臣許可漁業である大中型まき網漁業の一部。単船にて、かつお・まぐろ類を漁獲。太平洋島しょ国周辺を中心に中西部太平洋及びインド洋海域で操業。

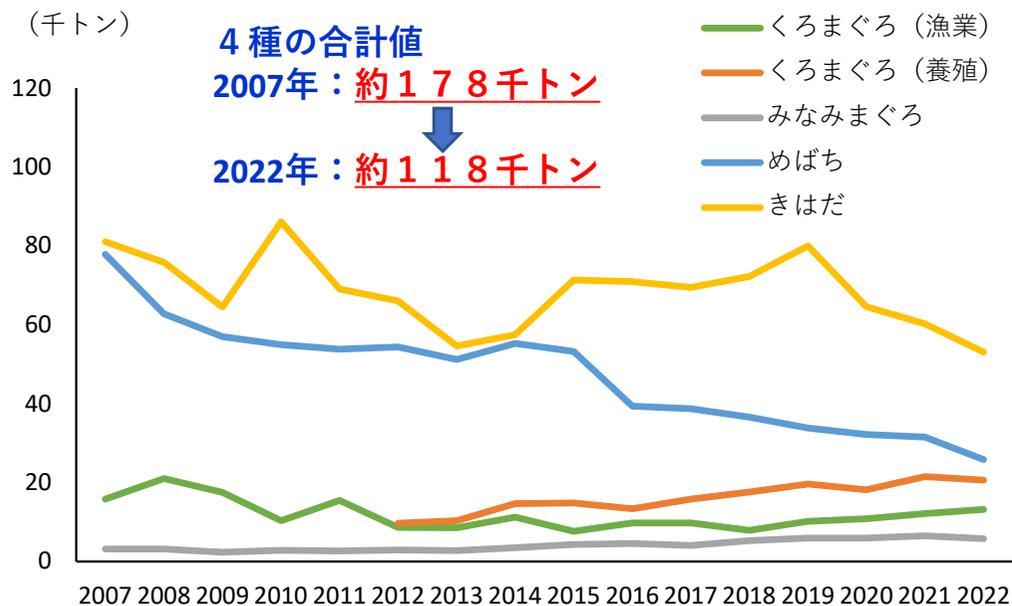
対象魚種はカツオ・キハダであり、漁獲物は、我が国にて主に鯨節原料又は生食用となる。隻数は**29隻（現地合併含む。）**。1回の航海は20～50日程度。乗組員は25人前後。大型船は760トン、従来船は349トン。



# 我が国のまぐろ類の需給動向（全体概況）

- 我が国の漁船が漁獲したまぐろ類は、ほぼ100%日本市場向けだが、マーケットの規模は縮小傾向。  
（※主要まぐろ類4種の我が国の供給量（生産量+輸入量）は、2007年時点より約30%減少。）
- 今後の人口減・高齢化による日本市場の縮小、養殖まぐろの増加、サーモン等の商品との競争など、まぐろ類をめぐる市場環境は、今後とも厳しい状況が続くことが見込まれる。

## 我が国の主要まぐろ類の漁業・養殖生産量



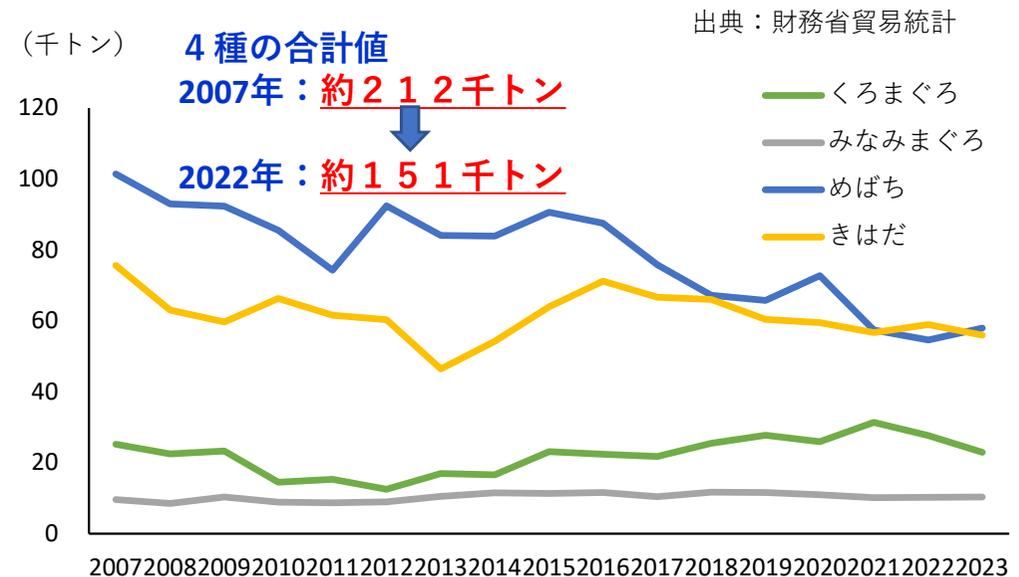
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」  
注：魚種別生産量は、我が国全漁業種類を含む。  
特にきはだは、はえ縄の他まき網等による漁獲も含んでいる。  
注：2022年においては、かつお・まぐろ漁業に係る漁獲量算出手法の変更が行われている。

## 家計消費額（年間一人当たり）

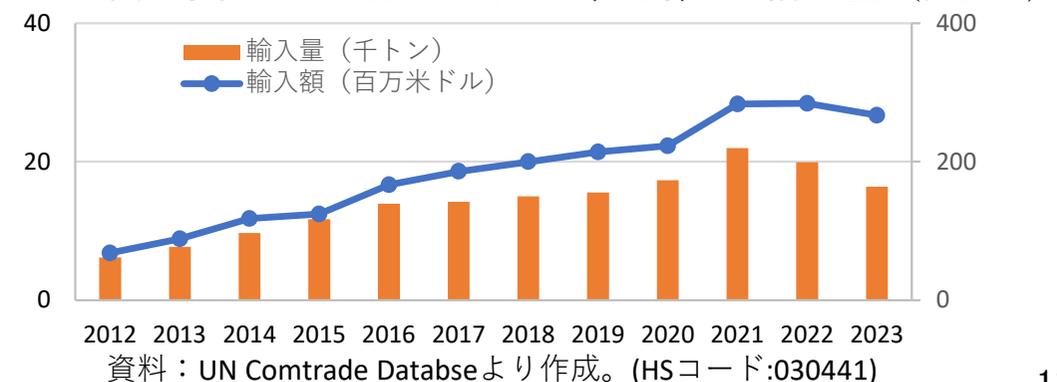
マグロ 1,836円(2010年) ⇒ 1,779円(2023年)  
サケ 1,265円(2010年) ⇒ 1,686円(2023年)

出典：総務省「家計調査」より水産庁作成

## 我が国の主要まぐろ類の輸入量



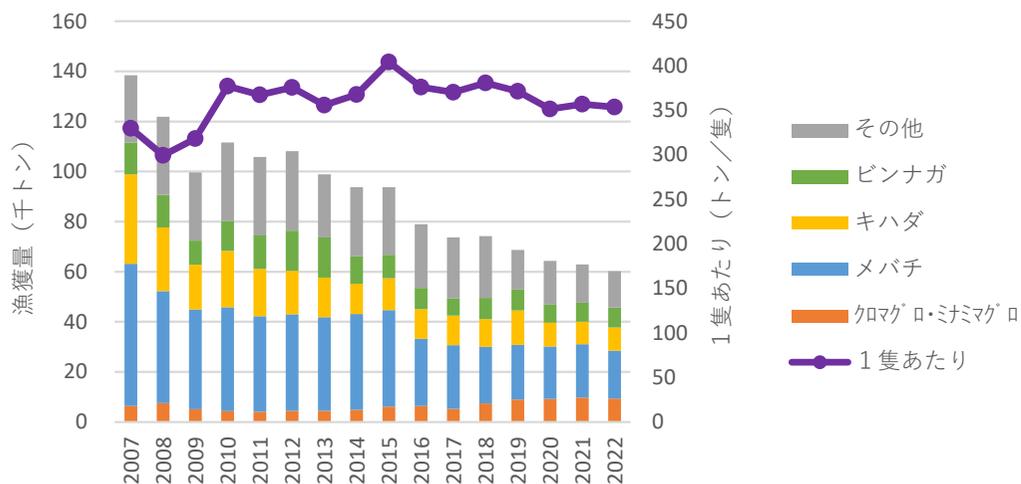
## 我が国のサケ類のフィレ（生鮮）の輸入量



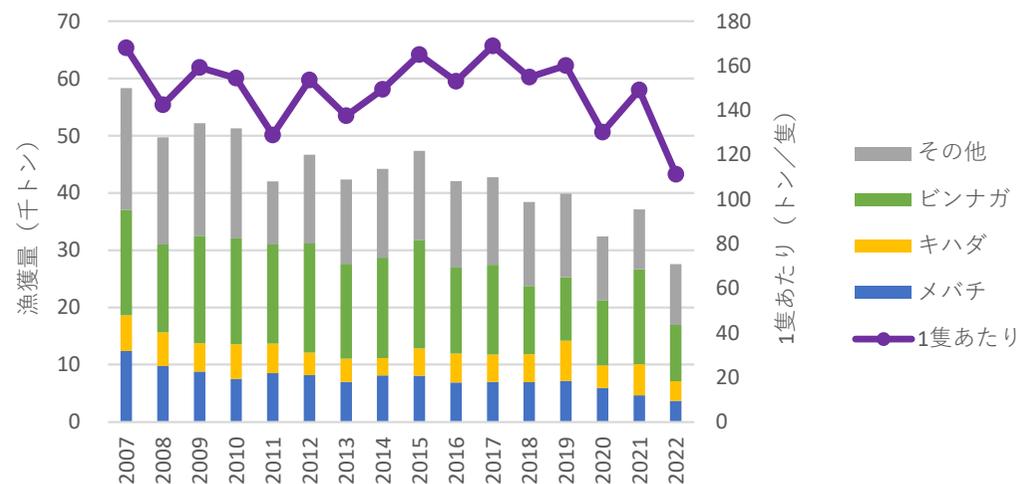
# 5. まぐろはえ縄漁業・かつお釣り漁業の漁獲量

- まぐろはえ縄漁業の漁獲量は減少傾向にあり、漁船1隻あたりの漁獲量はおおむね横ばいか減少。  
2022年の漁獲量は、遠洋まぐろはえ縄漁業は60千トン、1隻あたり354トン。近海まぐろはえ縄は28千トン、1隻あたり111トン。
- かつお釣り漁業の漁獲量も同様に減少傾向。1隻あたりの漁獲量は、カツオやビンナガの来遊に左右され、変動が大きい。  
2022年の漁獲量は、遠洋かつお釣り漁業は34千トン、1隻あたり869トン。近海かつお釣り漁業は15千トン、1隻あたり440トン。

遠洋まぐろはえ縄漁業の漁獲量



近海まぐろはえ縄漁業の漁獲量



遠洋かつお釣り漁業の漁獲量



近海かつお釣り漁業の漁獲量



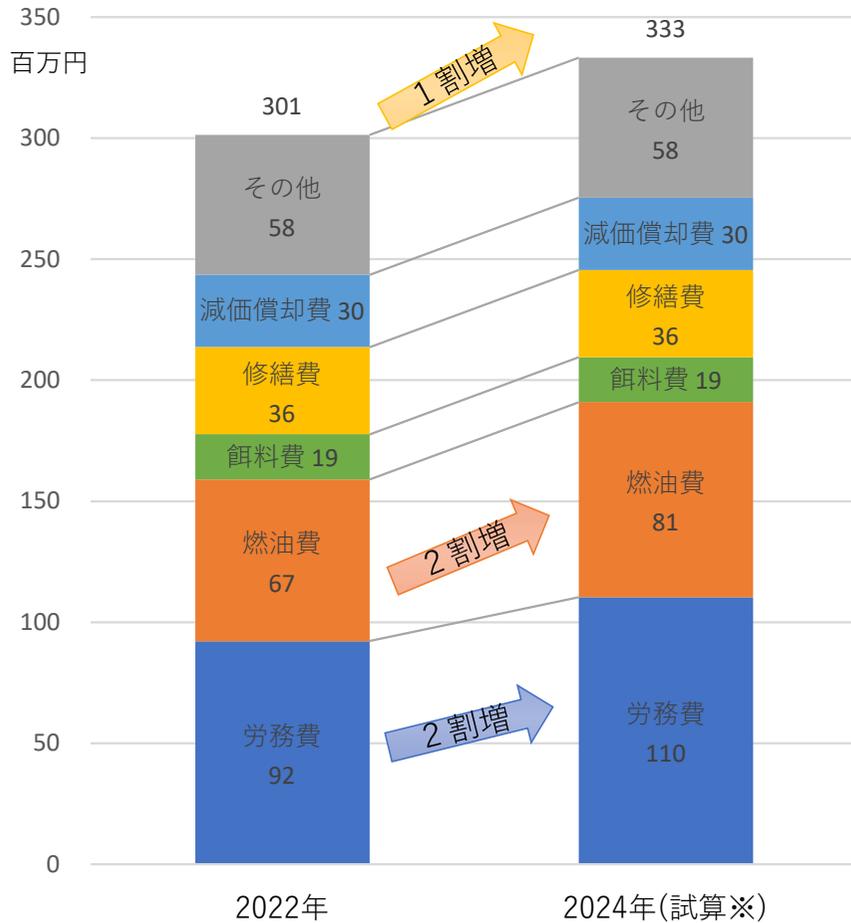
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：2022年においては、かつお・まぐろ漁業に係る漁獲量算出手法の変更が行われている。

## 6. 遠洋まぐろはえ縄漁業の経営状況

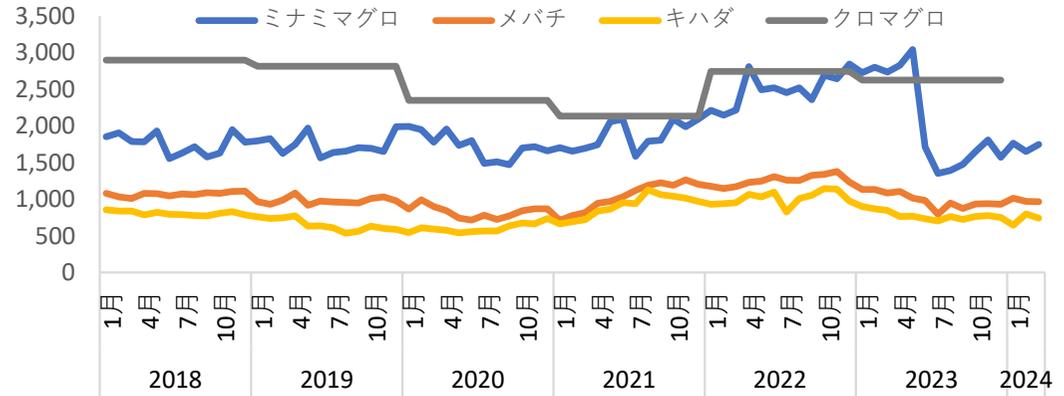
- 漁売上原価の3割を労務費、2割を燃油費が占める。
- 現下の原油価格の上昇や円安により、特に洋上・外地では燃油価格が高騰しており、燃油費負担が大幅に増加。  
また、2023年1月よりマルシップ船員の賃金水準を大幅に引き上げており、労務費負担についても増加。
- 一方、昨年大幅に下落し低迷した魚価は、引き続き低水準で推移しており、売上原価の上昇に見合った水揚げの確保と燃油コスト等の経費抑制が課題となっている（※燃油については漁業経営セーフティネット構築事業で支援）。

漁売上原価



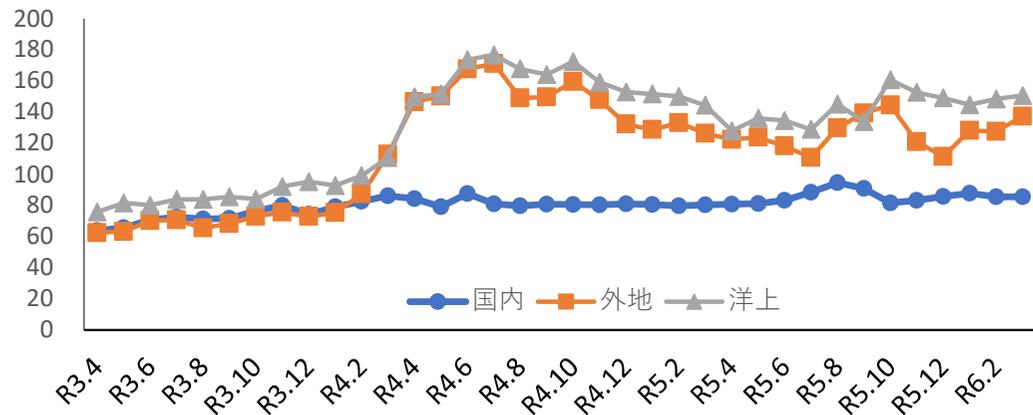
資料：農林水産省「令和4年漁業経営統計調査」(会社経営体)及び日かつ協燃油価格等から水産庁作成。※試算は労務費・燃油費の上昇のみを考慮。

産地価格（クロマグロのみ年平均）



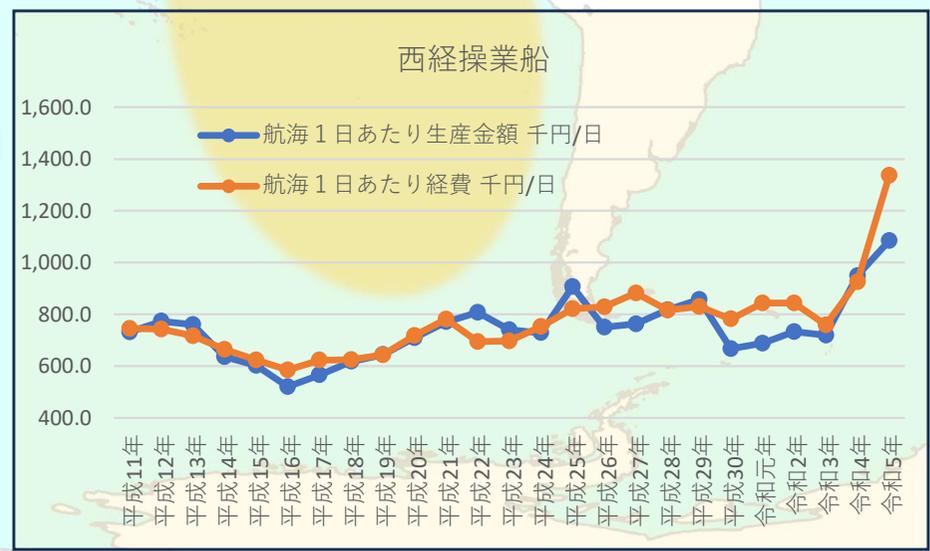
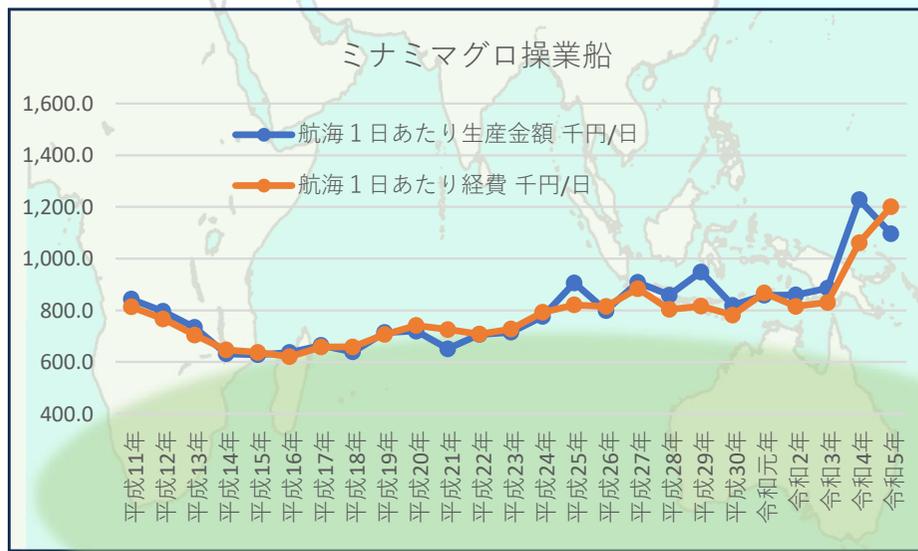
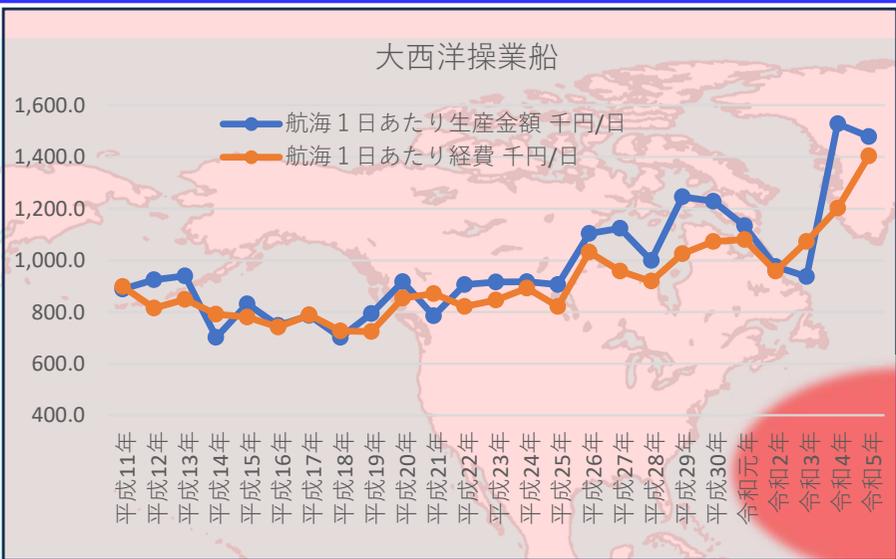
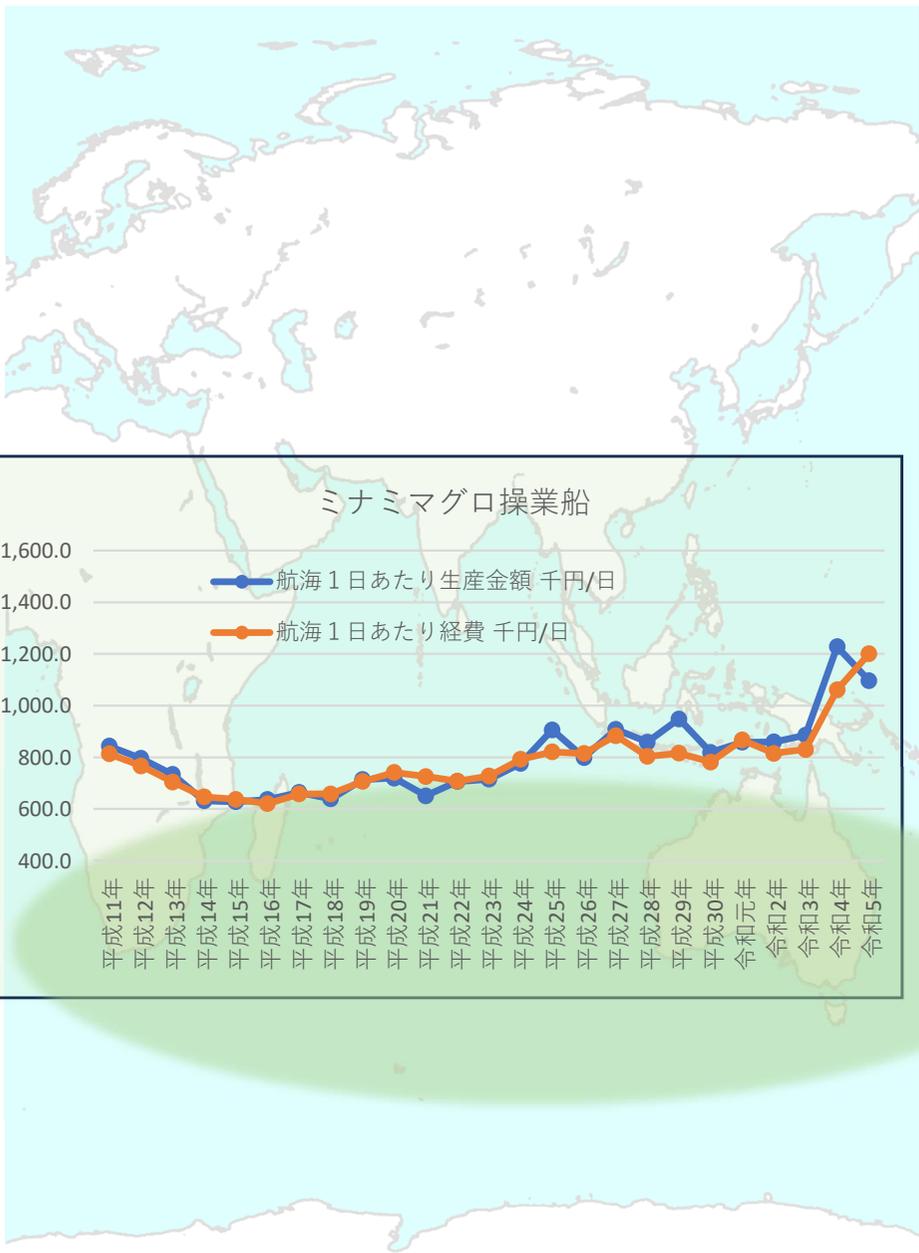
資料：漁業情報サービスセンター「おさかなひろば」、日本かつお・まぐろ(株)

燃油供給価格



資料：日本かつお・まぐろ(株)

# 6. 遠洋まぐろはえ縄漁業の経営状況～操業海域ごと～

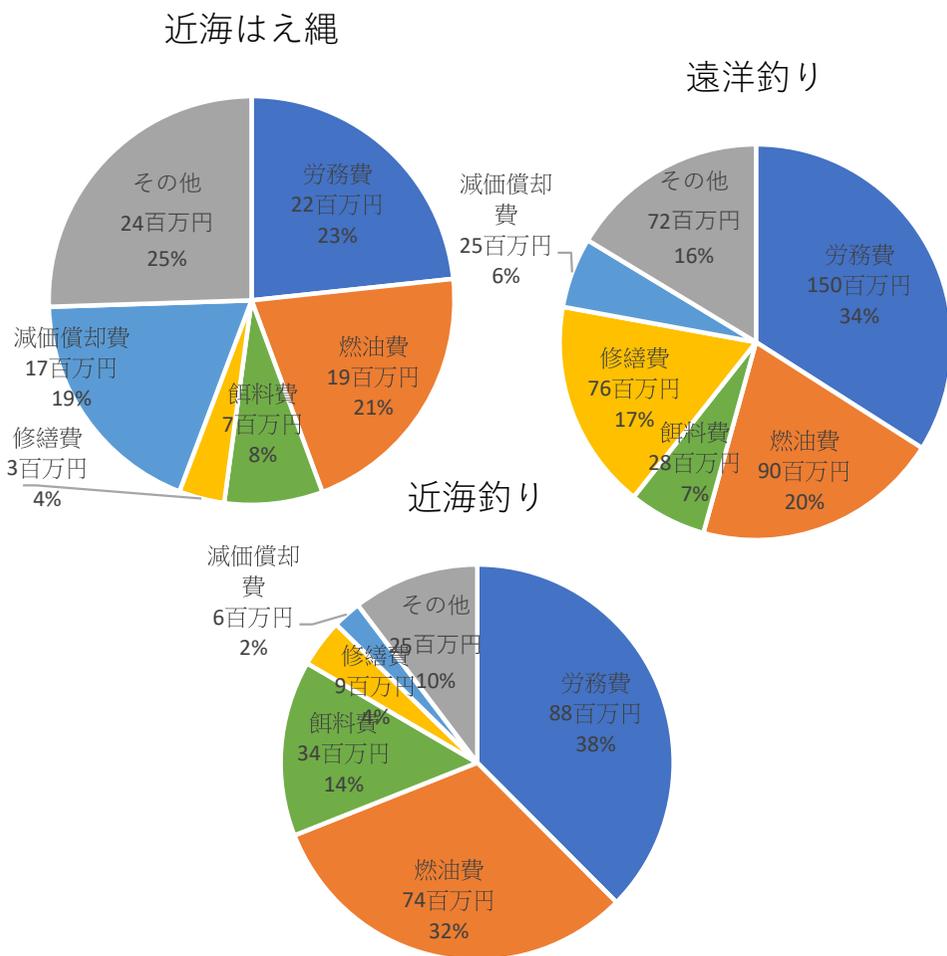


資料: 日かつ協調べから水産庁作成

# 7. まぐろはえ縄漁業（近海）・かつお釣り漁業（遠洋・近海）の経営状況

- 近海まぐろはえ縄漁業、遠洋・近海かつお釣り漁業においても、漁業売上原価の過半を労務費と燃油費が占める。
- 遠洋まぐろはえ縄漁業と同様、燃油費負担が大きく、直近では燃油価格高騰の影響を受けるほか、遠洋かつお釣り漁業では2023年1月よりマルシップ船員の賃金水準を大幅に引き上げ、労務費負担についても増加。
- 一方、魚価については、直近では堅調に推移。安定的な漁獲量・水揚げ収入の確保と燃油コスト等の経費抑制が課題。

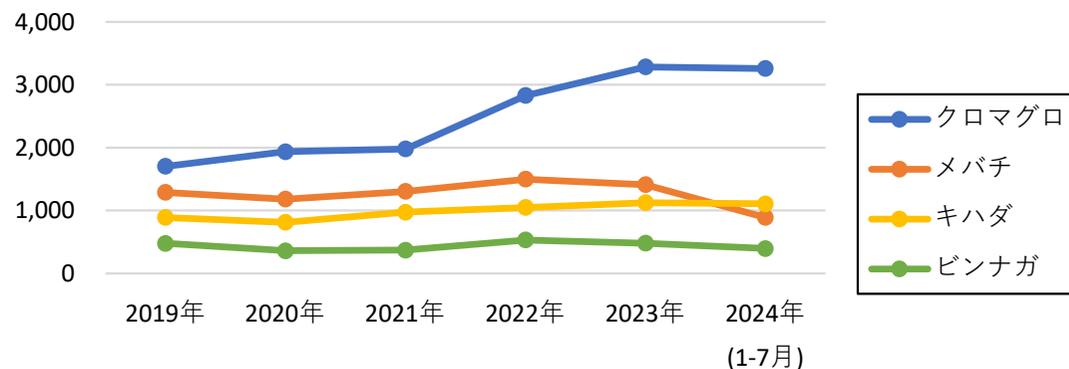
漁業売上原価



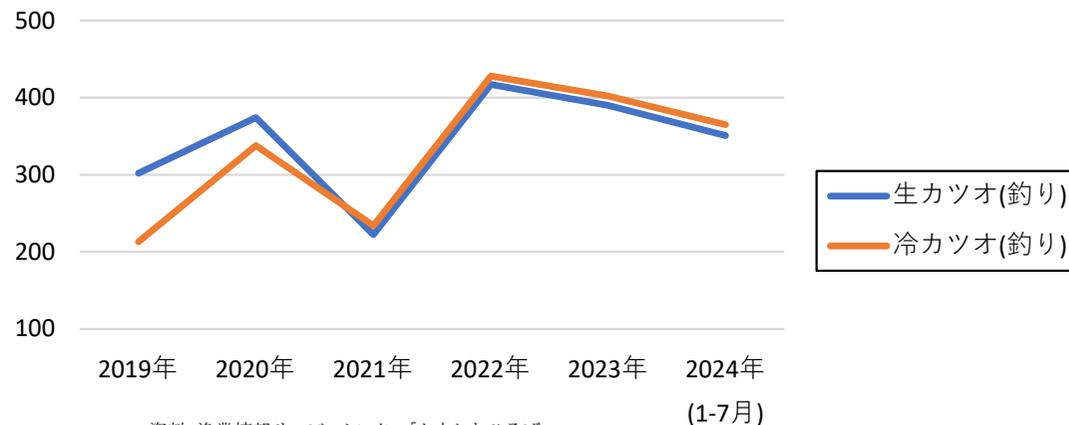
資料：農林水産省「令和4年漁業経営統計調査」(会社経営体)

生鮮まぐろ類の価格推移

(塩竈・銚子・房州勝浦・紀伊勝浦)



カツオの産地価格の推移



資料：漁業情報サービスセンター「おさかなひろば」



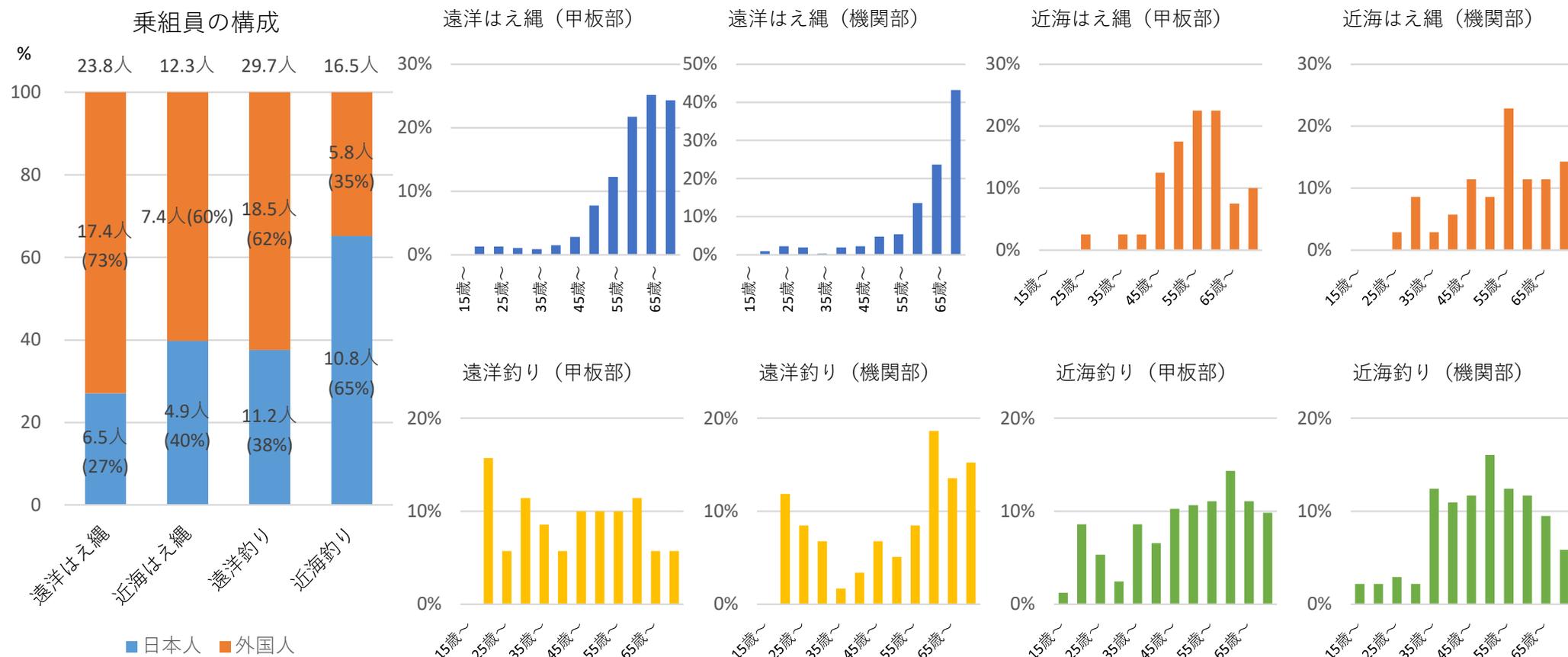
## 9. かつお・まぐろ漁業の現状（人材関係）

- 遠洋まぐろはえ縄漁業は、洋上転載を活用する機会が多く、航海は1年～1年半と長期にわたる。こうした操業形態等から、日本人若手船員の確保に支障をきたしており、船員の高齢化が著しく、日本人船員の太宗は60歳以上。特に機関士は70歳以上が約半分で、50歳台以下の日本人船員が、ほぼいない状況。

現在の年齢構成を踏まえると、船員確保の問題は、今後も持続可能な遠洋まぐろはえ縄漁業を構築するために取り組まなければならない喫緊の課題。

- 近海まぐろはえ縄漁業においても、日本人乗組員の高齢化が進行。遠洋船と同じく日本人船員の確保は喫緊の課題。
- 遠洋・近海かつお釣り漁業では、日本人乗組員の年齢構成は、比較的バランスがとれている状況。

日本人乗組員の年齢構成



資料: 業界調査(2021年7月時点)を元に水産庁で作成

# 10. 漁業における外国人材の受入れ制度

- 平成10年以降、遠洋漁業は、国際競争力確保の観点から、日本人船員の確保を基本としつつ、日本籍漁船を外国法人に貸渡し、外国人船員を乗り組ませる漁船マルシップの仕組みを採用。
- 平成4年から漁業分野において技能実習制度が開始され、現在、2職種11作業が対象。
- 平成30年12月、即戦力となる外国人材の受入れを可能とする改正入管法が成立。漁業分野についても、同法に基づく特定技能制度の対象12分野の一つとして指定。令和5年6月には漁業を含む9分野を特定技能2号の対象分野に追加。
- 令和6年、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書」を受けた政府の対応方針が決定され、技能実習制度を廃止し、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする育成就労法案が通常国会に提出された。公布の日（令和6年6月21日）から原則3年以内に施行予定。

## マルシップの仕組みと状況



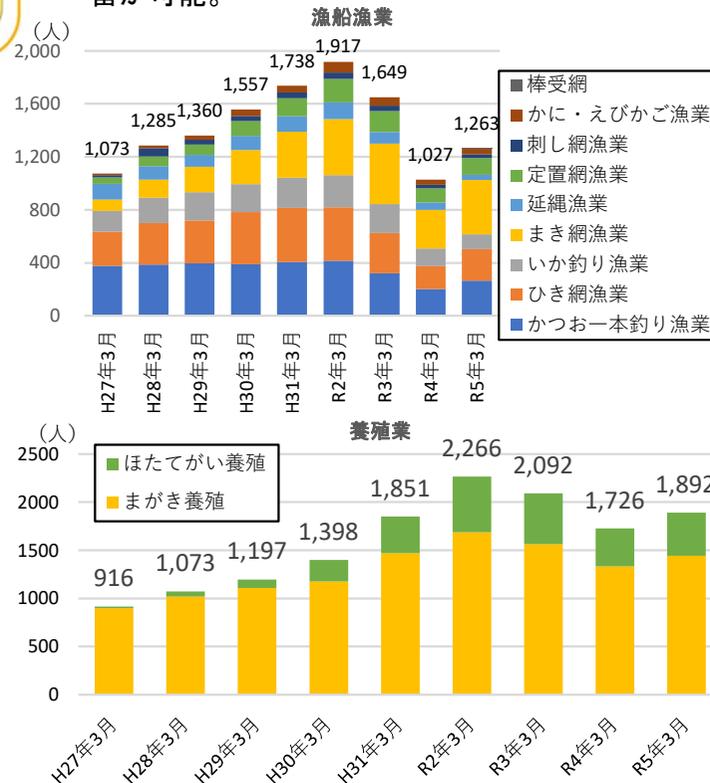
- 我が国の漁業会社が漁船を外国法人に貸し出し、外国人漁船員を配乗させた上で、これを定期用船する方式。
- 主として外国200海里水域で操業し、必要の都度、外国の港に寄港する漁船に適用。
- 外国人は、外国に寄港する漁船に乗り組んでいるため、入管法上の「乗員上陸許可」により日本入国が可能(在留資格不要)。



資料：海外漁業船員労使協議会調べ。各年12月末現在。

## 技能実習生の受入れ状況

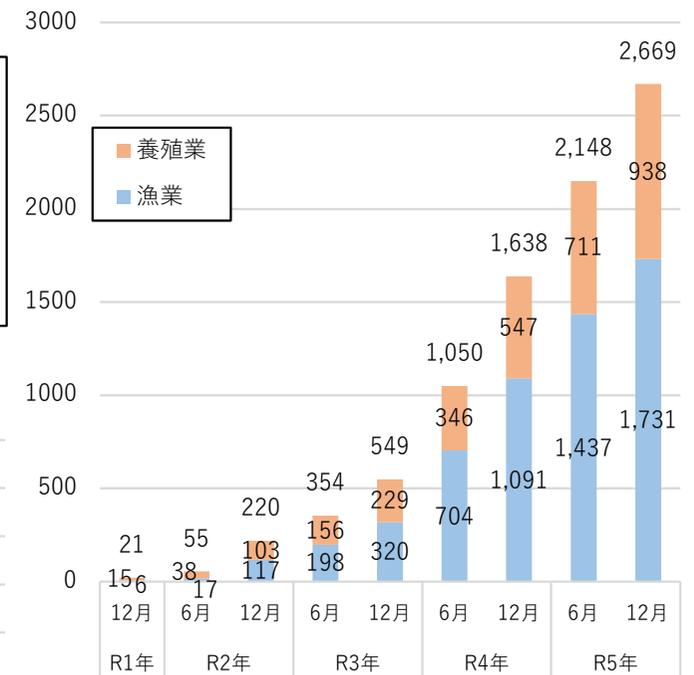
- 漁業分野での技能実習生の受入れは年々増加していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により減少。
- 令和5年3月時点の受入人数は、漁船漁業で1,263人、養殖業で1,892人。(水産庁調べ)
- 「技能実習」の在留資格により、最長5年の在留が可能。



## 特定技能外国人の受入れ状況

- 令和5年12月末現在、漁業分野で在留する特定技能外国人は2,669人(漁業1,731人、養殖業938人。40都道府県に在住)。

漁業分野の特定技能1号在留外国人数

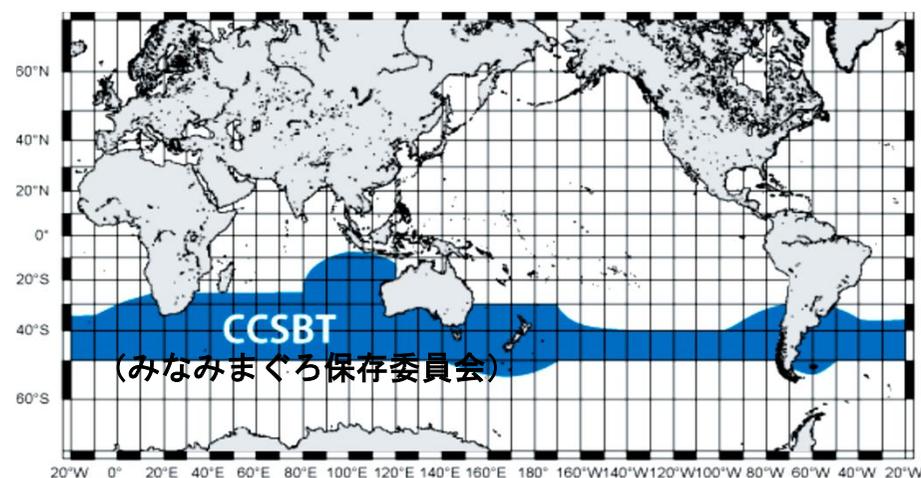
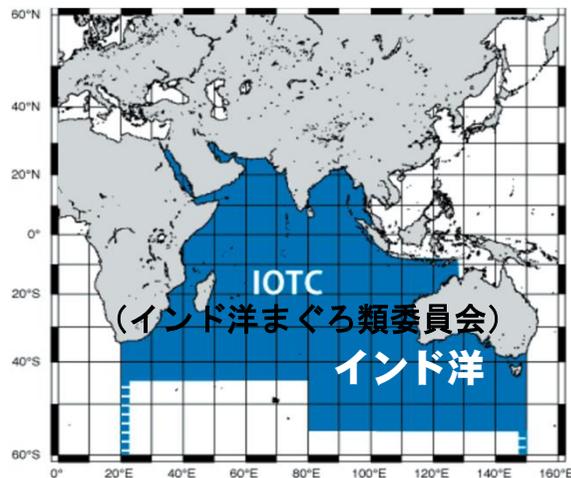
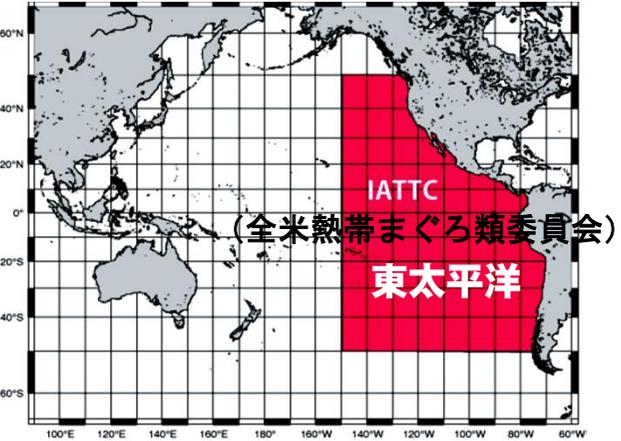
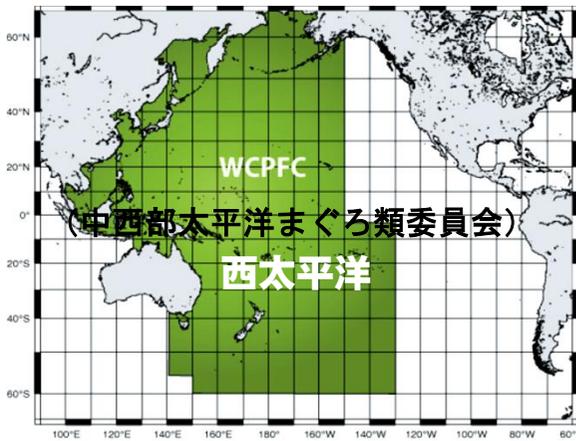
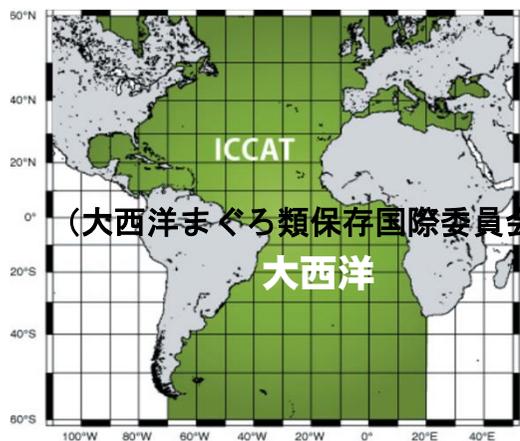


資料：出入国在留管理庁 特定技能在留外国人数

# 11. かつお・まぐろ類の地域漁業管理機関 (RFMO)

## Tunas Regional Fisheries Management Organization

- 5つのRFMOが全世界の海洋を管理。我が国はすべてのRFMOに加盟している。RFMOは魚種ごとの資源状況等を踏まえ様々な保存管理措置を実施している。
- 我が国にとって特に重要なものとして、大西洋クロマグロを管理する大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) と我が国排他的経済水域を含む中西部太平洋を管理する中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) がある。



## 1 2. 主要なかつお・まぐろ類の資源状況

- 太平洋クロマグロは資源が増加傾向。大西洋クロマグロ(東資源)とミナミマグロは資源が減少したものの、厳しい保存管理措置により回復。
- 中西部太平洋のメバチの資源は横ばい傾向にある。

魚種	ICCAT 大西洋	IOTC インド洋	IATTC 東部太平洋	WCPFC 中西部太平洋	CCSBT ミナミマグロ
クロマグロ	東大西洋: -/- 西大西洋: -/-			+/-	
ミナミマグロ					+/-
メバチ	-/+	+/+	+/-	-/-	
キハダ	-/-	+/+	-/-	-/-	
ビンナガ	北大西洋: -/- 南大西洋: -/-	-/-		北太平洋: -/- 南太平洋: -/-	
カツオ	-/-	+/+	-/-	-/-	

注) 「資源水準／漁獲圧」の順に表示

資料：水産庁「令和5年度 国際漁業資源の現況」、ICCAT SCRSレポート(2023)

資源水準：乱獲状態である場合は「+」、乱獲状態でない場合は「-」に区分。

漁獲圧：過剰漁獲である場合は「+」、過剰漁獲でない場合は「-」に区分。

## 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和6年4月1日現在)

業 種 局 別		漁業（かつお・まぐろ）			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (R6.4.1)	0	0	0	0
	② (R5.4.1)	0	0	0	0
	① - ②	0	0	0	0
東北運輸局	① (R6.4.1)	30	75	539	539
	② (R5.4.1)	29	78	629	629
	① - ②	1	△ 3	△ 90	△ 90
関東運輸局	① (R6.4.1)	10	17	122	99
	② (R5.4.1)	10	19	113	94
	① - ②	0	△ 2	9	5
北陸信越運輸局	① (R6.4.1)	4	8	65	65
	② (R5.4.1)	4	10	94	94
	① - ②	0	△ 2	△ 29	△ 29
中部運輸局	① (R6.4.1)	29	49	380	372
	② (R5.4.1)	28	49	398	393
	① - ②	1	0	△ 18	△ 21
近畿運輸局	① (R6.4.1)	8	8	37	37
	② (R5.4.1)	7	7	20	20
	① - ②	1	1	17	17
神戸運輸監理部	① (R6.4.1)	0	0	0	0
	② (R5.4.1)	0	0	0	0
	① - ②	0	0	0	0
中国運輸局	① (R6.4.1)	0	0	0	0
	② (R5.4.1)	0	0	0	0
	① - ②	0	0	0	0
四国運輸局	① (R6.4.1)	50	83	319	231
	② (R5.4.1)	50	82	350	246
	① - ②	0	1	△ 31	△ 15
九州運輸局	① (R6.4.1)	96	120	607	350
	② (R5.4.1)	98	122	621	342
	① - ②	△ 2	△ 2	△ 14	8
沖縄総合事務局	① (R6.4.1)	35	46	94	80
	② (R5.4.1)	36	45	126	126
	① - ②	△ 1	1	△ 32	△ 46
計	① (R6.4.1)	262	406	2,163	1,773
	② (R5.4.1)	262	412	2,351	1,944
	① - ②	0	△ 6	△ 188	△ 171

## 漁業(かつお・まぐろ)船員賃金実態調査

1. 遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業の漁船に乗り組む船員のうち、1人歩又は1人歩以上で最も1人歩に近い乗組員に対して、令和5年1月～令和5年12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものである。

2. 賃金の支払い形態及び船舶隻数

漁種	組 織				未 組 織				計			
	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計
遠洋かつお	6	0	6	12	0	0	0	0	6	0	6	12
遠洋まぐろ	71	0	2	73	0	0	0	0	71	0	2	73
近海かつお	10	0	12	22	4	0	4	8	14	0	16	30
近海まぐろ	31	18	35	84	10	6	2	18	41	24	37	102

(賃金実態調査の集計方法)

調査は、最低賃金適用対象船舶(令和6年4月1日現在)について、組織船については、当該最低賃金適用対象船舶数の50%を目標とする抽出調査、また、未組織船については悉皆調査により実施。

**遠洋かつお漁業**  
**(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)**

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1		1,092,450	1,092,450
2	212,100	791,308	1,061,308
3		811,885	811,885
4		689,216	689,216
5		614,010	614,010
6	212,100	229,948	499,948
7	212,100	166,272	436,272
8		292,123	336,513
9	210,000	61,283	313,903
10	212,100		270,000
11	212,100		270,000

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

遠洋まぐろ漁業  
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1	111,720	519,698	696,658
2	114,700	433,042	632,342
3	124,124	381,861	584,945
4	114,700	366,317	565,617
5	132,990	301,348	518,342
6	114,700	314,733	514,033
7	133,000	294,682	512,282
8	265,410	161,431	511,441
9	133,000	376,441	509,441
10	125,160	304,796	508,916
11	135,400	285,641	500,001
12	114,700	298,939	498,239
13	135,400	279,630	493,990
14	135,400	274,584	488,944
15	132,990	269,862	487,452
16	135,400	178,036	398,036
17	109,347	190,215	378,522
18	133,000	128,492	355,252
19	135,400	124,804	344,804
20	114,700	145,424	344,724
21	111,465	149,239	340,749
22	135,400	111,257	331,257
23	144,630	100,770	330,000
24	135,400	124,163	320,363
25	135,400	97,829	317,829
26	124,124	115,370	316,669

27	103,548	123,390	300,023
28	135,400	76,486	272,686
29	114,700	62,350	264,470
30	114,700	60,976	260,276
31	114,700	63,228	256,888
32	114,700	45,234	244,534
33	135,400		220,000
34	135,400		200,650

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

**近海かつお漁業**  
**(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)**

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1	200,000	1,287,951	1,537,751
2		1,052,365	1,052,365
3		1,045,713	1,045,713
4		1,035,439	1,035,439
5		997,730	997,730
6		987,105	987,105
7		810,878	810,878
8		781,614	781,614
9		709,492	709,492
10		663,694	663,694
11		657,090	657,090
12		626,877	626,877
13		569,885	569,885
14		522,881	522,881
15		517,620	517,620
16		513,232	513,232
17		496,887	496,887
18		452,294	452,294
19	123,000	229,038	435,738

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

近海まぐろ漁業  
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1		891,828	891,828
2		860,000	860,000
3		847,700	847,700
4		820,000	820,000
5		710,000	710,000
6		572,500	572,500
7	252,000	239,651	491,651
8		470,211	470,211
9	260,000	196,721	456,721
10	300,000	90,000	432,940
11	250,000	164,384	414,384
12	142,989	204,217	403,176
13		400,000	400,000
14	129,990	173,535	355,635
15	350,000		350,000
16	164,654	81,352	311,626
17	142,989	106,897	307,786
18	160,321	63,690	303,120
19	300,000		300,000
20	250,000	50,000	300,000
21	200,000	98,361	298,361
22	180,000	113,000	293,000
23	200,000	78,791	278,791
24	270,000		270,000
25	210,000	50,000	260,000
26		252,964	252,964

NO	本給(基本給)	歩合給	計
27	250,000		250,000
28	250,000		250,000
29	250,000		250,000
30		235,639	235,639
31		232,207	232,207
32	220,000		220,000
33		216,270	216,270
34	210,000	5,298	215,298
35		211,765	211,765
36	204,000		204,000
37	203,000		203,000
38		200,144	200,144
39	200,000		200,000
40	200,000		200,000
41	200,000		200,000
42	200,000		200,000
43	200,000		200,000
44	200,000		200,000
45	200,000		200,000
46	200,000		200,000
47	200,000		200,000

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

## 漁業(かつお・まぐろ)の最低賃金の改正状況

年 度	決定事項	最低賃金額	備考欄
平成13年度	200円UP	192,000円	漁業(遠洋まぐろ)
平成14年度	据え置き	192,000円	〃
平成15年度	据え置き	192,000円	〃
平成16年度	据え置き	192,000円	〃
平成17年度	据え置き	192,000円	〃
平成18年度	据え置き	192,000円	〃
平成19年度	200円UP	192,200円	〃
平成20年度	据え置き	192,200円	〃
平成21年度	据え置き	192,200円	〃
平成22年度	据え置き	192,200円	〃
平成23年度	300円UP	192,500円	〃
平成24年度	200円UP	192,700円	〃
平成25年度	6,300円UP	199,000円	〃
平成26年度	300円UP	199,300円	〃
令和4年度	最低賃金設定	199,300円	漁業(かつお・まぐろ)
令和5年度	4,000円UP	203,300円	〃

## 最低賃金の改正に係る参考資料

## 漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	漁業（沖合底びき網）		漁業（大中型まき網）	
	決定公示 年 月 日	最低賃金額	決定公示 年 月 日	最低賃金額
北海道	R6.3.11	206,500	H27.3.20	195,300
東北	R6.3.1	209,700	R6.3.1	208,200 ※2 194,350
関東	R6.3.1	200,000	R6.3.1	200,500
北陸信越	R6.3.5	212,100	R6.3.5	212,100
中部	R6.3.29	214,000	R6.3.29	216,000
近畿	R6.3.18	209,500	H11.1.20	191,800
神戸	R6.3.18	215,600	/	/
中国	R6.3.1	203,300 ※1 189,500	R6.3.1	203,300
四国	R6.3.5	191,800	R6.3.5	203,300 ※3 199,300
九州	R6.4.22	192,200	R6.4.22	203,300
沖縄	/	/	/	/

- ※1 鳥取県、島根県及び山口県に主たる船員の労務管理の事務所を有する者に雇用されている船員であって、2そうびき沖合底びき網漁業の漁船に乗り組む者に適用する。
- ※2 青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務所を有する2そうまき・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員に適用する。
- ※3 愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者に適用する。

費目別、世帯人員別標準生計費(令和6年4月)

単位:円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	32,960	41,900	54,450	67,010	79,570
	(33,220)	(33,500)	(52,750)	(72,000)	(91,240)
	-260	8,400	1,700	-4,990	-11,670
住居関係費	45,350	50,820	46,850	42,880	38,910
	(46,640)	(49,610)	(45,080)	(40,550)	(36,020)
	-1,290	1,210	1,770	2,330	2,890
被服・履物費	5,970	5,580	8,510	11,450	14,390
	(5,760)	(3,920)	(6,340)	(8,760)	(11,180)
	210	1,660	2,170	2,690	3,210
雑費Ⅰ	24,220	33,210	50,890	68,590	86,280
	(24,830)	(25,830)	(49,460)	(73,090)	(96,720)
	-610	7,380	1,430	-4,500	-10,440
雑費Ⅱ	10,610	19,130	24,040	28,960	33,870
	(10,460)	(12,220)	(16,990)	(21,770)	(26,540)
	150	6,910	7,050	7,190	7,330
計	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020
前年	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700
対前年増減	-1,800	25,560	14,120	2,720	-8,680
対前年比 (前年100)	98.5	120.4	108.3	101.3	96.7

※ 費目欄の( )の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和5年人事院勧告(参考資料)」

「令和6年人事院勧告(各種調査等の結果詳細)」

## 消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
ウエイト	10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607	
指数・2年100	令和元年	100.0	98.7	99.4	102.5	97.7	98.9	99.7	100.2	108.4	100.6	102.1
	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1
	4年	102.3	104.5	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2
	5年	105.6	112.9	102.4	108.5	113.8	105.7	101.2	95.8	102.1	107.1	103.7
対前年比・%	令和元年	0.5	0.4	0.3	2.3	2.2	0.4	0.7	△ 0.7	△ 1.5	1.6	0.0
	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6	△ 2.0
	3年	△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6	1.1
	4年	2.5	4.5	0.6	14.8	3.8	1.6	△ 0.3	△ 1.5	0.9	1.1	1.1
	5年	3.2	8.1	1.1	△ 6.7	7.9	3.6	1.9	2.5	1.2	4.3	1.4
月別指数・2年100	05年1月	104.7	109.5	102	124.5	108.5	102.6	99.7	94.4	101	103	102.9
	2月	104	110	102.1	110.8	109.2	103.2	100.3	94.3	101.3	103.4	103.2
	3月	104.4	110.4	102.1	110.2	111.4	104.6	100.7	94.6	101.4	104.5	103.3
	4月	105.1	111.6	102.2	109.9	114.1	106.3	100.6	94.6	102.4	106.3	103.3
	5月	105.1	112.2	102.3	105.6	115.2	106.3	101.1	94.9	102.4	107.1	103.4
	6月	105.2	112.2	102.3	108	114.8	106.1	101.3	94.9	102.4	105.9	103.6
	7月	105.7	113.1	102.4	105.8	115.3	104.8	101.3	96.4	102.4	108.1	103.5
	8月	105.9	113.5	102.4	103.4	114.4	104	101.4	97.4	102.4	110.1	104.1
	9月	106.2	115	102.5	101.5	115	107.1	101.6	97.3	102.4	108.6	104.2
	10月	107.1	116.3	102.5	107.7	116.2	107.5	101.9	97.2	102.4	109.6	104.2
	11月	106.9	115.6	102.6	107.2	116.3	108	102.2	96.9	102.4	109.2	104.2
	12月	106.8	115.2	102.6	107.1	115.7	107.4	102	97.1	102.4	109.8	104.1
	06年1月	106.9	115.7	102.7	107.2	115.6	105.7	102.1	97.2	102.4	110.0	104.1
	2月	106.9	115.3	102.8	107.4	114.8	105.9	102.1	97.0	102.6	111.0	104.3
	3月	107.2	115.7	102.8	108.3	114.9	107.0	102.2	96.9	102.7	112.1	104.4

資料出所：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数(全国)」

# 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

## 1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R6.3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数 (百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	271	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	224	28,333
イ 新産業別最低賃金	222	28,315
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	222	28,315
ロ 従来の産業別最低賃金	2	18
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	14

下記2-1

下記2-2

## 2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

### 2-1 新産業別最低賃金

(R6.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)	
製造業	食料品・飲料製造業関係	5	3	143
	繊維工業関係	5	6	126
	木材・木製品製造業関係	1	1	6
	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	77
	印刷・同関連産業関係	1	3	33
	塗料製造業関係	4	1	61
	ゴム製品製造業関係	1	1	42
	窯業・土石製品製造業関係	4	3	101
	鉄鋼業関係	20	29	1,398
	非鉄金属製造業関係	9	8	411
	金属製品製造業関係	4	8	108
	一般機械器具製造業関係	25	216	4,993
	精密機械器具製造業関係	7	7	222
	電気機械器具製造業関係	45	198	8,377
輸送用機械器具製造業関係	33	134	8,271	
小計	166	619	24,369	
非製造業	新聞・出版業関係	1	1	5
	各種商品小売業関係	30	14	1,981
	自動車小売業関係	23	198	1,908
	自動車整備業関係	1	10	31
	道路貨物運送業関係	1	3	21
小計	56	226	3,946	
合計	222	845	28,315	

### 2-2 従来の産業別最低賃金

(R6.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	3	14
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	2	4	18

- 注： 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。  
 2 適用使用者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス活動調査等に基づき推計した数値である。  
 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。  
 4 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

資料出所：「令和6年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

## 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和6年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別		年 度			
		令和5年度	令和4年度		
地 域 別 最 低 賃 金		1,004 (47)	961 (47)		
対前年度上昇率 (%)		4.47	3.33		
特 定 最 低 賃 金  (※1、2)	新 産 業 別 最 低 賃 金	製 造 業	食料品・飲料製造業関係	876 (5)	829 (7)
			繊維工業関係	800 (5)	799 (5)
			木材・木製品製造業関係	876 (1)	876 (1)
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係	857 (2)	845 (1)
			印刷・同関連産業関係	850 (1)	850 (1)
			塗料製造業関係	1,026 (4)	988 (4)
			ゴム製品製造業関係	915 (1)	915 (1)
			窯業・土石製品製造業関係	966 (4)	938 (4)
			鉄鋼業関係	1,038 (20)	999 (20)
			非鉄金属製造業関係	918 (9)	901 (9)
	非 製 造 業	業	金属製品製造業関係	962 (4)	937 (4)
			一般機械器具製造業関係	981 (25)	956 (25)
			精密機械器具製造業関係	973 (7)	939 (7)
			電気機械器具製造業関係	960 (45)	930 (45)
			輸送用機械器具製造業関係	1,002 (33)	972 (33)
			小 計	981 (166)	952 (168)
			新聞・出版業関係	879 (1)	879 (1)
			各種商品小売業関係	862 (30)	849 (30)
			自動車小売業関係	952 (23)	923 (23)
			自動車整備業関係	965 (1)	923 (1)
道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)			
小 計	906 (56)	887 (56)			
合 計	970 (222)	943 (224)			
対前年度上昇率 (%)		2.86	2.17		
旧 産 業 別 最 低 賃 金		816 (1)	816 (1)		
総 合 計		970 (223)	942 (225)		

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、( )内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	(日 額) 5,772	(日 額) 5,772

資料出所:「令和6年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

## 地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位：円（％）

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) ～ (1.54)	6 ～ 7	(0.98) ～ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A～Dランク全てにおいて28円								
令和4年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円								
令和5年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円								
令和6年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク50円、Bランク50円、Cランク50円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額（改定の目安）は、最低賃金（時間額）に対する金額である。  
 2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。  
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

## 地域別最低賃金額一覧

目安が適用 されるランク		令和4年度最低賃金額		対前年度 増減額	令和5年度最低賃金額		対前年度 増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		961	—	31	1,004	—	43
A	埼玉	987	R4. 10. 1	31	1,028	R5. 10. 1	41
	千葉	984	R4. 10. 1	31	1,026	R5. 10. 1	42
	東京	1,072	R4. 10. 1	31	1,113	R5. 10. 1	41
	神奈川	1,071	R4. 10. 1	31	1,112	R5. 10. 1	41
	愛知	986	R4. 10. 1	31	1,027	R5. 10. 1	41
	大阪	1,023	R4. 10. 1	31	1,064	R5. 10. 1	41
B	北海道	920	R4. 10. 2	31	960	R5. 10. 1	40
	宮城	883	R4. 10. 1	30	923	R5. 10. 1	40
	福島	858	R4. 10. 6	30	900	R5. 10. 1	42
	茨城	911	R4. 10. 1	32	953	R5. 10. 1	42
	栃木	913	R4. 10. 1	31	954	R5. 10. 1	41
	群馬	895	R4. 10. 8	30	935	R5. 10. 5	40
	新潟	890	R4. 10. 1	31	931	R5. 10. 1	41
	富山	908	R4. 10. 1	31	948	R5. 10. 1	40
	石川	891	R4. 10. 8	30	933	R5. 10. 8	42
	福井	888	R4. 10. 2	30	931	R5. 10. 1	43
	山梨	898	R4. 10. 20	32	938	R5. 10. 1	40
	長野	908	R4. 10. 1	31	948	R5. 10. 1	40
	岐阜	910	R4. 10. 1	30	950	R5. 10. 1	40
	静岡	944	R4. 10. 5	31	984	R5. 10. 1	40
	三重	933	R4. 10. 1	31	973	R5. 10. 1	40
	滋賀	927	R4. 10. 6	31	967	R5. 10. 1	40
	京都	968	R4. 10. 9	31	1,008	R5. 10. 6	40
	兵庫	960	R4. 10. 1	32	1,001	R5. 10. 1	41
	奈良	896	R4. 10. 1	30	936	R5. 10. 1	40
	和歌山	889	R4. 10. 1	30	929	R5. 10. 1	40
	島根	857	R4. 10. 5	33	904	R5. 10. 6	47
	岡山	892	R4. 10. 1	30	932	R5. 10. 1	40
	広島	930	R4. 10. 1	31	970	R5. 10. 1	40
	山口	888	R4. 10. 13	31	928	R5. 10. 1	40
徳島	855	R4. 10. 6	31	896	R5. 10. 1	41	
香川	878	R4. 10. 1	30	918	R5. 10. 1	40	
愛媛	853	R4. 10. 5	32	897	R5. 10. 6	44	
福岡	900	R4. 10. 8	30	941	R5. 10. 6	41	
C	青森	853	R4. 10. 5	31	898	R5. 10. 7	45
	岩手	854	R4. 10. 20	33	893	R5. 10. 4	39
	秋田	853	R4. 10. 1	31	897	R5. 10. 1	44
	山形	854	R4. 10. 6	32	900	R5. 10. 14	46
	鳥取	854	R4. 10. 6	33	900	R5. 10. 5	46
	高知	853	R4. 10. 9	33	897	R5. 10. 8	44
	佐賀	853	R4. 10. 2	32	900	R5. 10. 14	47
	長崎	853	R4. 10. 8	32	898	R5. 10. 13	45
	熊本	853	R4. 10. 1	32	898	R5. 10. 8	45
	大分	854	R4. 10. 5	32	899	R5. 10. 6	45
	宮崎	853	R4. 10. 6	32	897	R5. 10. 6	44
	鹿児島	853	R4. 10. 6	32	897	R5. 10. 6	44
	沖縄	853	R4. 10. 6	33	896	R5. 10. 8	43

※ 令和4年度と令和5年度の差額43円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている。

資料出所：「令和6年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

## 給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
20	8月8日	なし	---	---	△ 4.1	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	---	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	---	※	---	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	---	---	△ 3.2	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	---	---	3.0	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	勧告どおり	2.5	2.5	2.20
R5	8月7日	0.96	4月1日	勧告どおり	5.0	3.2	3.60
R6	8月8日	2.76	4月1日	---	-	-	5.33

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)